



介護者も ちよつと一息事業

少子高齢化が進む中、家庭内での子育てや高齢者の介護など、世代間で支えあう機能を維持することが求められています。

このことから、砺波市では三世代同居以上の同居を望む家族が同居を継続・実現できるようにするため、三世代同居推進事業を行っています。

三世代同居世帯で在宅の要介護高齢者を介護している世帯に対し、ショートステイの利用について助成することにより、家族介護者の心身の疲労等の軽減や、要介護高齢者の在宅生活の継続を図ります。

1 利用対象者

砺波市に居住する三世代同居世帯で、次の要件を満たす方

- (1) 要介護4又は5に認定されていること
- (2) 在宅の65歳以上の高齢者



2 助成金額

介護保険制度によるショートステイ利用料の自己負担分（滞在費、食費、日常生活費を除く）

3 利用回数及び期間

1回の利用につき2泊3日以内、年間最大6回まで

4 手続き

- (1) ショートステイ利用前に申込書をご提出ください。世帯状況や介護保険認定状況を確認し、利用の承認を通知します。
- (2) 利用の承認を受けられた方は、ショートステイ利用後、助成金交付申請書（自己負担額の領収書添付）をご提出ください。

利用期間	申請書提出期限
上半期（4月から9月末日）	10月末日
下半期（10月から3月末日）	3月末日

5 利用申込書・助成金交付申請書の提出先

市役所高齢介護課及び庄川支所市民福祉課

6 利用可能施設

砺波市内の短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

施設名	
砺波ふれあいの杜	やなぜ苑
あかり苑	ケアポート庄川



<問い合わせ先>

砺波市福祉市民部 高齢介護課 介護・地域ケア係
電話 33-1328